

2024年度 教育・保育給付1号認定のご案内

幼稚園(子ども・子育て支援新制度(以下、新制度)に移行しない私立幼稚園を除く)や保育所、認定こども園、地域型保育を利用する際には、お住まいの市町村で、子どものための教育・保育給付にかかる認定を受ける必要があります。認定には、1号から3号まで3つの区分があります。

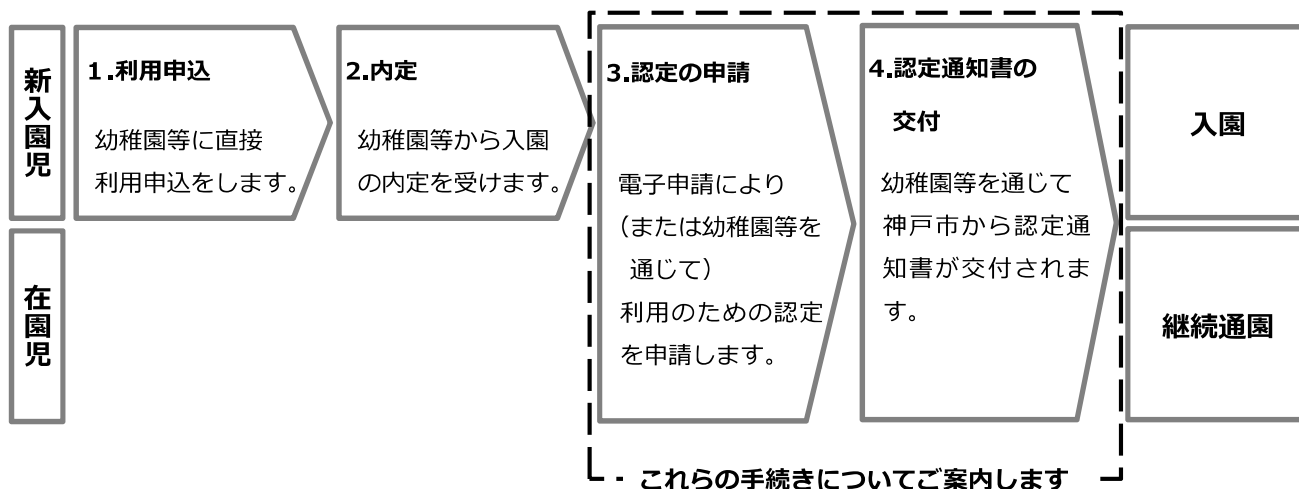
- 1号認定 . . . 保育の必要性の認定を受けない満3歳以上就学前の子ども
(朝～昼すぎの時間を利用する子ども)
- 2号認定 . . . 保育の必要性の認定を受ける満3歳以上就学前の子ども
- 3号認定 . . . 保育の必要性の認定を受ける満3歳未満の子ども

このうち、幼稚園・認定こども園(朝～昼すぎ)の入園・新制度に移行予定の幼稚園の継続通園を希望される方は、このご案内をよくお読みいただき、1号認定の申込み手続きを行ってください。

※2号・3号の認定が必要な保育所・認定こども園(朝～夕)・地域型保育の入園は、別途発行の「保育利用のご案内」をご確認ください。

※新制度に移行していない幼稚園(私学助成幼稚園)へ入園の方は別の認定手続きが必要となりますので、内定された園より、必要書類をお受け取りください。

1. 幼稚園・認定こども園(朝～昼すぎの利用)の入園・継続通園までの流れ



2. 1号認定を受けることができる方

満3歳以上の子どもの保護者で、幼稚園・認定こども園(朝～昼すぎ)の利用を希望する方(神戸市外の幼稚園・認定こども園を利用する方も対象)

※神戸市外にお住まいの方は、原則としてお住まいの市町村での認定・受付になります

満3歳児クラス	2021年4月2日～2022年4月1日生まれの子ども
3歳児クラス	2020年4月2日～2021年4月1日生まれの子ども
4歳児クラス	2019年4月2日～2020年4月1日生まれの子ども
5歳児クラス	2018年4月2日～2019年4月1日生まれの子ども

3. 教育・保育給付認定の申請に必要な手続き

入園内定後、以下のいずれかの方法で認定の申請を行ってください。

書類の提出がない場合は、認定等の決定ができませんので、以下をよくお読みのうえ、不備等のないよう必要書類をご提出ください。

年度途中からの入園を希望する方は、入園希望日の3ヶ月前～2ヶ月前の末日までに申請を行ってください。

(例：6月〇日入園希望の場合は、3月〇日～4月末まで)

- (1) 電子申請で神戸市に提出 ※電子申請の流れ(6～7ページ参照)
申込みは、ご自宅から電子申請が便利です。
※1号認定の利用希望の方は、先に園の内定を受ける必要があります。



- (2) 入園予定の幼稚園・認定こども園を通じて申請
申請に必要な書類を幼稚園・認定こども園へ提出してください。

- (3) 直接郵送で神戸市に提出
申請に必要な書類を以下の宛先まで郵送で送付してください。郵送費は保護者様の負担となります。
なお、郵送事故等に関して神戸市では責任を負いかねますので、郵送の際には、できるだけ書留等
をご利用ください。

【宛先】

〒650-8526

神戸市中央区伊藤町 111 番地 神戸商工中金ビル4 F 神戸市行政事務センター 宛

※2024年4月入所を希望する方は、2023年10月25日(水)までに申請を行ってください。

(神戸市立幼稚園の入園を希望する方は、2023年12月8日(金)までに申請を行ってください。)

※申請内容に変更が生じた場合(引っ越し、扶養関係の変更など)は、すみやかに園を通じて神戸市行政事務センターまでお知らせください。認定の変更が必要な場合があります(さかのぼって変更を行うことがあります)。

◎ 全員必要な申請

- (1) 子どものための教育・保育給付認定申請書(1号認定用) ※P.5 記入例参照
(2) 個人番号申告書

◎ 状況に応じて必要な書類

必要書類・提出書類で、★が付いている様式については神戸市のホームページでもダウンロードできます

書類の必要な方		必要書類（注1）
施設等利用給付認定（新2・3号認定）も希望する場合		「保育の必要性を証明する書類」（ホームページ参照） ※原則、証明書類は発行日から3か月以内のものが必要 ※ひとり親世帯を除き父母のどちらについても必要
2024年4月～8月 利用開始の方	2022年中に海外での収入がある方	2022年1月～12月中の海外での収入がわかる書類★ （注2）（注4）
	市民税が未申告の方 ※配偶者の扶養に入っている方 （配偶者控除の対象者）は除く	2023年1月1日時点の住所地の市町村（市税の窓口等）で申告の上、2023年度 市民税・県民税（所得・（非）課税）証明書 ※ただし、2022年1月～12月中の収入で非課税となる見込みの場合に限り、収入申告書★でも可 （注3）（注4）
2024年9月～ 2025年3月 利用開始の方	2023年中に海外での収入がある方	2023年1月～12月中の海外での収入がわかる書類★ （注2）（注4）
	市民税が未申告の方 ※配偶者の扶養に入っている方（配偶者控除の対象者）は除く	2024年1月1日時点の住所地の市町村（市税の窓口等）で申告の上、2024年度 市民税・県民税（所得・（非）課税）証明書 ※ただし、2023年1月～12月中の収入で非課税となる見込みの場合に限り、収入申告書★でも可（注3）（注4）
ひとり親家庭の方 （親族以外の異性と同一住所の場合は除きます）		以下のいずれか ・ひとり親家庭等医療費受給者証（コピー）の提出 ・戸籍謄本（コピー可）の提出 ※離婚が成立していて、児童扶養手当を受給している方は提出不要
子どもの祖父または祖母が自営業主で、子どもの父または母が税法上の事業専従者である場合 ※家計の主宰者として該当		左記の自営業主である祖父または祖母の、税務署受付印のある所得税確定申告書（控）第1表・第2表（コピー） ・2024年4月～8月利用開始 …2022年1月～12月分 ・2024年9月～2025年3月利用開始 …2023年1月～12月分

注1：個人番号の提供がない方は、別途、証明書類を提出していただく場合があります。

注2：1月1日から12月31日までに得た国内外での合計収入額に基づき、市民税相当額を算出します（必ず日本語訳を添付してください）。

注3：非課税となる場合とは、たとえば給与収入のみの方で、年間の収入金額が100万円以下の方等です。

注4：父母両方分提出してください。なお、祖父母等がお子さまを扶養していると認められる場合、祖父母等の方についての書類も提出いただくことがあります。

4. 認定を受けると

審査を経て、認定通知を交付します。

2024年4月に向けての申請については、申請が一定期間に集中し審査に期間を要するため、1月以降に認定をいたします。あらかじめご了承ください。

▷ 利用できる時間

1号認定によって利用できる時間は1日4時間を標準とし、年間39週以上の範囲で各園が定めます。

▷ 利用者負担額無償化について

幼児教育・保育の無償化により、1号認定児童の月額利用者負担額は無償となっています。また、通常の教育時間を超えて児童を園でお預かりする「預かり保育」についても、市町村から保育の必要性がある旨の認定（施設等利用給付認定）を受けている場合のみ、無償化の対象となります（上限額あり）。

※ただし、園が保護者より徴収する費用（教材費や給食費等）は無償化の対象外です

※なお、市町村民税所得割合算額の合計が77,100円以下である世帯の児童及び第3子以降に該当する児童については、給食費のうち副食費（おかず代）が免除されます

※課税額の確認は、子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及び父母以外の扶養義務者（家計の主宰者）のすべての方の市町村民税額の合算等で行います

※毎年9月が市民税課税額の算定年度切り替え時期となります

例：2024年度の場合

2024年									2025年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（2023年度）市町村民税額に基づく算定						当年度（2024年度）市町村民税額に基づく算定					

無償化について、詳しくは神戸市のホームページをご参照ください。

<https://kobe-kodomo-mushou.jp/>



記入例

- ・黒のボールペンで、はっきりと楷書で記入もしくはチェックを入れてください。※消せるボールペンは不可
- ・記入内容を訂正する場合は、当該箇所にも二重線を入れ訂正印を押印し、空白に正しい内容を記入してください。
- ・記入日時点の状況を、正確に記入してください。

神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱(様式第1号)/
神戸市子育てのための施設等利用給付認定等事務要綱(様式第3号)

1号、新2・3号認定用

子どものための教育・保育給付認定申請書(1号認定用)
子育てのための施設等利用給付認定申請書(2号・3号認定用)

神戸市長 宛

◇◇◇◇年 ◇月 ◇日

子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者として、以下の事項に同意の上、認定を次のとおり申請します。
教育・保育給付認定、施設等利用給付認定の審査に当たって、神戸市が必要とする文書の閲覧又は資料の提供を求められます。
認定の審査・副食費免除の判定のために保護者及び扶養義務者の市県民税等課税状況や、世帯員の住民基本台帳の情報について、神戸市が確認・閲覧します。
新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
申請内容が事実と相違した場合は、認定を取り消すことがあります。
申請後に必要な書類の提出がない場合、認定を取り消すことがあります。
以下、施設等利用給付認定における同意事項
申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号の政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

①保護者(申請者)	(きょうだいを含めて過去に申請したことがある場合、その時と同じ申請者で申請してください)			子どもの続柄	生年月日	
	フリガナ	コウベ	ナツタロウ	父	△△△△年 △月 △日	
	氏名	神戸	夏太郎			
	電話番号	父携帯: 090-****-****	母携帯: 080-****-****	※お電話がつかない場合、SMS(ショートメッセージサービス)にてご連絡することがあります。		
現住所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号					
前住所あるいは転居予定先	(2年以内に転居された方、今後転居する予定のある方は記入してください)					
②認定子ども	フリガナ	コウベ	ナツ	性別	生年月日	
	氏名	神戸	なつ	男・女	〇〇〇〇年 〇月 〇日	
	利用を希望する期間	2024年4月1日から小学校入学前まで ※施設等利用給付認定(新2・3号)は、原則申請の受領日以降の認定となります。				
利用が内定している施設名	らいおん幼稚園					
以下の欄には、認定の対象となる子ども以外の生計を一にする世帯の世帯員全員について記入してください。(世帯には、同居の祖父母や単身赴任中の保護者、就学中のきょうだい等、別居中の世帯員も含まれます。)						
世帯員氏名・フリガナ		続柄	性別	生年月日	同居・別居	※備考
コウベ	ナツタロウ	父	-	△△△△年 △月 △日	同居・別居	←
神戸	夏太郎					
コウベ	アキ	母	-	▽▽▽▽年 ▽月 ▽日	同居・別居	
神戸	あき					
コウベ	イチロウ	兄	男・女	〇〇〇〇年 〇月 〇日	同居・別居	
神戸	一郎					
コウベ	ハル	妹	男・女	××××年 ×月 ×日	同居・別居	
神戸	春					
コウベ	ユキ	祖母	男・女	□□□□年 □月 □日	同居・別居	
神戸	雪					
※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金等の交付(給付)を受けている方は、備考欄に手帳名・番号を記入してください。						
ひとり親家庭	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい		「はい」の方のみ		児童扶養手当の受給	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
離婚協議中の場合	<input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 調停あり(証明書 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 調停なし					
生活保護の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(区・支所:) (担当者:)		<input type="checkbox"/> 申請中(年 月 日申請)			
以下の欄には、認定の対象となる子どもの祖父母についてご記入ください。						
続柄	氏名	生年月日	住 所	就労状況(勤務先)		
父方 祖父	死別	年 月 日				
祖母	神戸 雪	××××年 ×月 ×日	同居	無職		
母方 祖父	六甲 岳	▲▲▲▲年 ▽月 ▲日	京都市〇〇区……	自営業(〇△)		
祖母	六甲 きみえ	▲▲▲▲年 ▲月 △日	"	自営業(〇△)		

あてはまる方に○をつけてください。

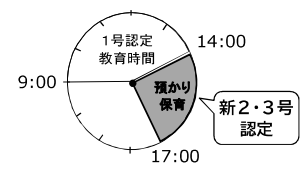
世帯員欄には、世帯分離をしても、同居の方は必ず全員記入してください。

未婚・死別等で不在の場合は、その旨ご記入下さい。

該当の方のみ記入 預かり保育の利用を希望する方

※預かり保育を利用しない方、預かり保育の利用を希望するが施設等利用費の給付を受けない方は記入不要

【預かり保育(一例)】



- 預かり保育の利用を希望し、無償化の対象となる施設等利用費の給付を受けるためには、「施設(新2・3号認定)」が必要です。
- 新2・3号認定の対象かどうか確認します。以下、該当の□にチェックしてください。
- 施設等利用費の給付対象に該当しますか。(①、②どちらにもあてはまらない場合は対象外)
 - ①利用希望日には3歳以上のクラスに入園しています。
 - ②3歳になった日から最初の3月31日までにある子どもで、非課税世帯です。
 - ※ ②で対象外の方は3歳児クラスに上がる際に、新2号認定を忘れずに申請してください。
 - 上記①、②いずれかに該当する場合、「保育を必要とする理由」があるか確認します。下表「保育を必要とする理由」のいずれかに父母両方が該当しますか。該当の場合は、該当の□にチェックのうえ、裏面に記載の「必要書類」の該当箇所をチェックしてください。

施設等利用給付認定(2・3号)を希望する方のみ、項目にチェックおよび裏面の必要書類を添付してください。

保育を必要とする理由	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	<input type="checkbox"/> 介護・看護	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> その他()
	母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	<input checked="" type="checkbox"/> 介護・看護	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> その他()

- 上記「1」「2」に該当する場合、以下を希望することが可能です。希望の場合は□にチェックしてください。
 - 預かり保育を利用し、預かり保育部分の施設等利用費の無償化給付を受けることを希望します。(新2・3号認定の申請をします)
- ※審査の結果、施設等利用給付認定(新2・3号)を受けることができない場合もあります。

(裏面に続く) R5.9

電子申請

■はじめに

- ・利用者登録時にメールアドレスが必要です。
- ・申請者の本人確認を、【マイナンバーカードで電子署名】、【本人確認書類の添付】のいずれかの方法で行います。(【マイナンバーカードで電子署名】の場合、電子証明書が搭載されたマイナンバーカードやICカードリーダ、パソコン用の電子署名拡張AP、スマートフォン用アプリが必要になります。)

■電子申請の流れ



- ① 神戸市スマート申請システム(e-KOBE)にアクセスし、まずは利用者登録を行います。
<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

①「新規登録」を選択

③「手続き一覧(個人向け)」を選択

e-KOBE：神戸市スマート申請システム

- ② 利用規約を確認の上、メールアドレスを登録してください。
登録いただいたメールアドレス宛に認証コードの記載したメールを送信しますので、30分以内に認証コードを入力してください。
その後、利用者情報(パスワードの設定・氏名・住所等)を入力し、登録完了です。

1 利用規約の確認 2 メールアドレスの登録 3 利用者情報の入力 4 入力内容の確認 5 本登録の完了

■ メールアドレスの登録

入力いただいたメールアドレスは、今後ご利用いただく利用者IDとなります。メールアドレスの登録後、入力いただいたメールアドレスに本登録用の認証コードが送信されます。

迷惑メール対策を行っている場合は、メールが届かない場合があります。お手数ですが「@tkc.co.jp」からのメールが受信できるように設定してください。

手続きが完了すると、「完了メール」が届きます。次回以降、ログインし申請を行うと、登録情報が初期値で入力されます。また、申請状況等を確認することができます。

- ③ 利用登録が完了したら、[トップページ](#)に戻り、[手続き一覧\(個人向け\)](#)から[教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定申請\(1号+新2・3号認定用\)](#)を選択します。
※手続きは、【マイナンバーカードで電子署名】【本人確認書類の添付】から1つを選んでください。
【マイナンバーカードで電子署名】での申請には、事前にアプリのインストールなどの準備が必要です。申請前に下記のURLから動作環境を確認してください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/requirement>

- ※ログイン後に再度下記ページにアクセス、もしくは、QRコードを読み取りすると【本人確認書類の添付】のフォームが表示されます。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/08c215a1-d420-40aa-be2a-2b3b25b238a9/start>



電子申請の操作マニュアルは、次の神戸市 Web ページからご参照ください。

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/56585/1gou_manyuaru.pdf



- ④ 以降、入力フォームに従って、申請者氏名(利用者登録情報が初期値になっています)、子どもの情報、利用希望施設、世帯情報等を入力します。

※申請完了まで約 40 分ほどかかります。入力中は、こまめな一時保存をおすすめします。

申請画面下部の「保存してあとで申請する」を押すと一時保存できます。

※前画面に戻るときは、各ページ下部に表示されている「戻る」ボタンを押してください。

ブラウザの戻るボタンで前画面に戻ると入力中の内容が失われます。

- ⑤ 施設等利用給付2・3号(預かり保育分)も同時に申請する場合は、保育要件等も入力します。

預かり保育の希望有無 (新2・3号認定)

預かり保育とは、通常の教育時間を超えてお子さんを施設でお預かりすることです。
預かり保育を希望し、無償化の対象となる施設等利用費の給付を受けるためには、保育の必要性の認定が必要です。
※預かり保育を利用しない方、預かり保育の利用を希望するが、施設等利用費の給付を受けない方は、以下のチェックと保育の必要性を証明する書類は不要です。

預かり保育を利用し、預かり保育部分の施設等利用費の無償化給付を受けることを

選択解除

希望する

希望しない

保育要件があり、預かり保育の無償化給付を受けることを希望する場合は選択

- ⑥ その他、保育要件に沿った添付書類等をアップロードします。

※保育要件に関する添付書類はPDF・JPG 等の形式で提出いただきますが、後日、原本を確認する場合がありますので、必ずご自宅で保管してください。

就労【父】

選択解除

雇用主がある (会社員・公務員・パート・派遣社員等)

自営業の方 (自営手伝いを含む)

内職の方

- ⑦ 【マイナンバーカードで電子署名】の場合、最後にマイナンバーカードを読み込ませ、電子署名用のパスワードを入力し電子署名を行います。

【本人確認書類の添付】の場合、入力フォームにしたがって本人確認書類をアップロードします。

- ⑧ 申請完了後は、申請受付メールが届いたか、必ず確認してください。

※届かない場合は、神戸市行政事務センター(電話:078-291-5952)へ必ずお問い合わせください。

5. 問い合わせ先

担 当 所 管	所 在 地	電 話
神戸市行政事務センター	中央区伊藤町 111 番地 神戸商工中金ビル 4F	078-291-5952 FAX : 078-291-5953

— MEMO —

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

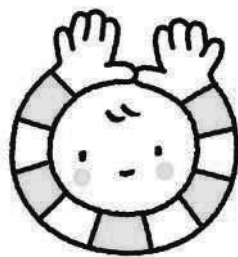
.....

.....

.....

.....

.....



こどもっと
KOBE

2023年9月発行
神戸市こども家庭局幼保事業課